

資料 4 - 2

郵便業務管理規程の変更の認可について（300円
通常切手の発行）

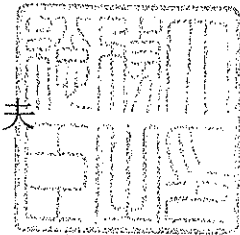
（諮問第1017号）



諮問第1017号
平成21年 5月18日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮 問 書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成21年4月28日付け郵切葉第79号により、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第70条第1項の規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第3項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審 査 結 果

審査基準	審査結果	理 由
<p>【法第 70 条第 3 項第 1 号】</p> <p>1 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 2 号】</p> <p>2 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 3 号】</p> <p>3 1 週間につき 6 日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 4 号】</p> <p>4 郵便物(国際郵便に係るものを除く。)について差し出された日から 3 日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、3 日を超え 2 週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 5 号】</p> <p>5 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすいところに、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 6 号】</p> <p>6 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。</p>		

<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 1 号】</p> <p>① 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 2 号】</p> <p>② 法第 6 条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 3 号】</p> <p>③ 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。</p>	適	平成21年3月1日に簡易書留郵便の料金が350円から300円に引き下げられたことに伴い、現に一定程度の需要が存在する当該郵便に関する料金の納付の用に供するために金額300円の郵便切手を発行しようとするものであり、適切に定められていると認められる。(注)
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 4 号】</p> <p>④ 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。

(注)当初の郵便業務管理規程に規定される郵便切手等の金額の種類については、「郵便に関する料金の納付が、利用の多いものについては1種類の郵便切手等、その他のものについてはおおむね3種類以内の郵便切手のできるよう定められていること」を理由として、適当として認可している。

郵切葉第79号
平成21年4月28日

総務大臣
鳩山 邦夫 様

郵便事業株式会社
代表取締役会長

北 村 憲 夫



郵便業務管理規程の変更に関する認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第70条の規定に基づき、郵便業務管理規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 郵便業務管理規程
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
平成21年7月23日
- 3 変更を必要とする理由
郵便等を利用されているお客様の便益を確保するため。

郵便業務管理規程新旧対照表

※下線部分は改正部分

改正前	改正後																								
<p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券（以下この節において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。</p>	<p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券（以下この節において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便切手</td> <td>1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、350、420、500、1,000</td> </tr> <tr> <td>郵便葉書の料額印面</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>国際郵便葉書の料額印面</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>郵便書簡の料額印面</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>航空書簡の料額印面</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円</p>	種類	金額	郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、350、420、500、1,000	郵便葉書の料額印面	50	国際郵便葉書の料額印面	70	郵便書簡の料額印面	60	航空書簡の料額印面	90	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便切手</td> <td>1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、300、350、420、500、1,000</td> </tr> <tr> <td>郵便葉書の料額印面</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>国際郵便葉書の料額印面</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>郵便書簡の料額印面</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>航空書簡の料額印面</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円</p>	種類	金額	郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、300、350、420、500、1,000	郵便葉書の料額印面	50	国際郵便葉書の料額印面	70	郵便書簡の料額印面	60	航空書簡の料額印面	90
種類	金額																								
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、350、420、500、1,000																								
郵便葉書の料額印面	50																								
国際郵便葉書の料額印面	70																								
郵便書簡の料額印面	60																								
航空書簡の料額印面	90																								
種類	金額																								
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、300、350、420、500、1,000																								
郵便葉書の料額印面	50																								
国際郵便葉書の料額印面	70																								
郵便書簡の料額印面	60																								
航空書簡の料額印面	90																								
<p>附 則 (平成21年 月 日 郵切葉 第 号)</p> <p>この改正規定は、平成21年7月23日から実施します。</p>																									

郵便業務管理規程の変更の認可について
(300円通常切手の発行)

平成21年5月18日
総務省

1 変更の認可申請の概要

(1) 変更の趣旨

平成21年3月1日から実施された簡易書留郵便の料金の引き下げ（350円から300円）に伴い、利用者から金額300円の切手の発行についての要望に鑑み、利便性向上を図るため、新たに300円の切手を発行するもの。

(2) 変更の内容

郵便切手の金額の種類に300円を追加するもの。

○郵便業務管理規程 (郵便切手類の発行)

第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。

現行		改正(案)	
種類	金額	種類	金額
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、350、420、500、1,000	郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、300、350、420、500、1,000

(3) 実施予定日

平成21年7月23日(木)

2 審査結果

申請された郵便業務管理規程の変更については、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号。以下「施行規則」という。）の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

認可基準	審査結果	理由
<p>1 【法第70条第3項第1号】 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>2 【法第70条第3項第2号】 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>3 【法第70条第3項第3号】 1週間につき6日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>4 【法第70条第3項第4号】 郵便物（国際郵便に係るものを除く。）について差し出された日から3日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、3日を超え2週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。

認可基準	審査結果	理由
<p>5 【法第70条第3項第5号】 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすいところに、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>6 【法第70条第3項第6号】 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
<p>【施行規則第30条第8項第1号】 ① 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第30条第8項第2号】 ② 法第6条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第30条第8項第3号】 ③ 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。</p>	適	平成21年3月1日に簡易書留郵便の料金が350円から300円に引き下げられたことに伴い、現に一定程度の需要が存在する当該郵便に関する料金の納付の用に供するため、金額300円の郵便切手を発行しようとするものであり、適切に定められていると認められる。(注)
<p>【施行規則第30条第8項第4号】 ④ 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。

(注)当初の郵便業務管理規程に規定される郵便切手等の金額の種類については、「郵便に関する料金の納付が、利用の多いものについては1種類の郵便切手等、その他のものについてはおおむね3種類以内の郵便切手でできるよう定められていること」を理由として、適当として認可している。

(参考) 郵便切手の金額と利用用途

券種	主な利用用途(目的)
1円	・三種郵便物(50gまでごとに6円増(新聞紙等)、50gまでごとに3円増、5円増(心身障害団体発行等)の組合せ用の切手
3円	・三種郵便物(50gまでごとに3円増、5円増(心身障害団体発行)、50gまでごとに8円増(新聞紙等及び心身障害団体発行以外等)の組合せ用の切手
5円	・三種郵便物(心身障害者団体発行50gまで15円、50gまでごとに5円増(心身障害団体発行)等)の組合せ用の切手
10円	・四種郵便物(通信教育(100gまでごとに10円増))の組合せ用の切手 ・三種郵便物(心身障害者団体発行50gまで15円))の組合せ用の切手 ・「現金書留」(損害要償額5000円までごとに10円増)用の組合せ用の切手
20円	・「一般書留」(損害要償額5万円までごとに20円増)用の組合せ用の切手
30円	・多様な組合せ用の切手
50円	・二種郵便物用の切手
70円	・国際郵便の航空通常郵便はがき用の切手
	・四種郵便物(植物種子等(50gまで))用の切手
80円	・第一種定形郵便物(25gまで)用の切手
90円	・第一種定形郵便物(50gまで)用の切手
	・国際郵便の書状定形郵便物(25gまで)第1地帯用の切手
100円	・多様な組合せ用の切手
110円	・国際郵便の書状定形郵便物(25gまで)第2地帯用の切手
	・四種郵便物(植物種子等(75gまで))用の切手
120円	・第一種定形外郵便物(50gまで)用の切手
130円	・国際郵便の書状定形郵便物(25gまで)第3地帯用の切手
	・四種郵便物(植物種子等(100gまで))用の切手
140円	・第一種定形外郵便物(100gまで)用の切手
160円	・特定記録郵便の特取扱料金の切手
200円	・第一種定形外郵便物(150gまで)用の切手
270円	・通常郵便物「速達」(250gまで)用の特殊取扱料金の切手
350円	・第一種定形郵便物(25gまで)の「速達」用の切手
420円	・通常郵便物「現金書留(損害要償額1万円まで)」、「一般書留(損害要償額10万円まで)」用の特殊取扱料金の切手

上記のほか、高額対応用の500円及び1,000円の切手がある。